

○総務省告示第三百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二第一項第一号イただし書、同号ロただし書、同号ハ及びホ、同項第二号ホ、同条第二項第二号ただし書並びに同項第三号、第四十九条の八の二の二第一項第一号イただし書、同号ロただし書及び同号ハ、同項第二号ハ、同条第二項第一号ただし書並びに同項第二号、第四十九条の八の二の三第一項第一号イただし書、同号ロただし書及び同号ハ、同項第二号ハ、同条第二項第二号ただし書、同項第三号並びに第四十九条の八の三第一項第一号ただし書及び同条第二項第三号ただし書の規定に基づき、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を次のように定める。

なお、平成十年郵政省告示第六百十二号（デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）は、廃止する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣 片山 善博

一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

- 1 時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は、四とし、一チャネルで二の通信を同時に行うことができるものとする。
- 2 時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第一号のとおりとする。
- 3 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの陸上移動局に使用する無線設備の一の筐体きょうたいに収めることを要しない装置は、次のとおりとする。
  - (一) 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局に使用する無線設備
  - (二) 高周波部及び変調部（空中線系を除く。）以外の装置
- 4 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器その他これに準ずるもの  
イ 通話のための操作を行う操作器  
ウ 音量調節器及びこれに準ずるもの  
エ キャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。

電波を放射しようとする場合（制御チャネルにおける電波を放射する場合を除く。）、その電波を放射するために使用するスロットに対応する受信のためのスロットにおいて、通信の相手方以外の無線局が放射する電波による受信機入力電圧が、連続する四フレーム以上にわたり一五九

マイクロボルト以下である場合に限り、当該スロットにおける電波の発射が可能であること。

5 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備が制御チャネルにおける電波を発射する場合には、当該電波の送信時間は一の搬送波当たり、一秒間に五ミリ秒以内であること。

6 変調信号の送信速度は、別表第一号又は別表第二号のとおりとする。

7 同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第八条第一項第三号に規定する識別符号以外のものをいう。以下同じ。）を記憶していない二以上の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機相互間、同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上のPHSの陸上移動局相互間又は同一の時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機とPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の親機及びPHSの基地局を介さない無線通信を行う場合にあっては、次の条件に適合するものであること。

(一) 一、八九六・〇五MHz、一、八九六・九五MHz又は一、八九七・五五MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。

- (二) 送信する電波の周波数は、最初に発信する時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機又はPHSの陸上移動局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。
  - (三) 通話時間は、最大三〇分であること。
  - (四) 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。
  - (五) 同時使用可能な最大チャンネル数は、四であること。
- 8 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の子機及びPHSの陸上移動局に使用する無線設備にあつては、同時使用可能な最大チャンネル数は、チャンネルの切替時を除き、四とする。
- 9 PHSの無線局の無線設備は、次に掲げる周波数を制御チャンネルとして使用できるものであること。
- (一) 一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHz
  - (二) 一、九一六・七五MHz、一、九一七・三五MHz又は一、九一七・九五MHz
  - (三) 一、九一六・一五MHz
- 二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

- 1 時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャ

ネルの数は、六、七、八、九、一〇、一一又は一二とする。

2 時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第二号のとおりとする。

3 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

(一) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機に使用する無線設備

高周波部及び変調部（空中線系を除く。）以外の装置

(二) に掲げる無線設備以外の無線設備

ア 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器その他これに準ずるもの

イ 通話のための操作を行う操作器

ウ 音量調節器及びこれに準ずるもの

4 キャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。

(一) 電波を放射しようとする場合、その電波を放射するために使用するチャンネル及びそれに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下である場合に限り、当該チャンネルにおける電波の発射が可能であること。

(二) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機が、一、八九七・三四四MHz、一、

八九九・〇七二MHz又は一、九〇〇・八MHzの周波数の電波を発射しようとする場合は、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルの電波による受信電力が(一)八二デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

5 変調信号の送信速度は、別表第三号のとおりとする。

6 同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の親機を介さない無線通信を行う場合にあつては、次の条件に適合するものであること。

(一) 一、八九五・六一六MHzの周波数の電波を使用すること。

(二) 通話時間は、最大三〇分であること。

(三) 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上(最低二秒とする。)電波の発射を停止するものであること。

(四) 同時使用可能な最大チャンネル数は、チャンネルの切替時を除き、一であること。

7 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機にあつては、同時使用可能な最大チャンネル数は、チャンネルの切替時を除き、一二とすること。ただし、広帯域スロットが含まれる場合は、一二から一フレームに含まれる広帯域スロットのチャンネル数を減ずるものとする。

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1 直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式における多重する数及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式における一の搬送波当たりのチャンネルの数は、八とする。

2 時分割複信方式におけるフレーム構成は、別図第三号のとおりとする。

3 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置は、次のとおりとする。

(一) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機に使用する無線設備  
高周波部及び変調部（空中線系を除く。）以外の装置

(二) に掲げる無線設備以外の無線設備

ア 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器その他これに準ずるもの  
イ 通話のための操作を行う操作器

ウ 音量調節器及びこれに準ずるもの

4 キャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。

- (一) 電波を発射しようとする場合、その電波を発射するために使用するチャンネル及びそれに対応する受信のためのチャンネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する四フレーム以上にわたり(一)六二デシベル以下である場合に限り、当該チャンネルにおける電波の発射が可能であること。
- (二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が、一、八九八・一五MHz又は一、九〇〇・五五MHzの周波数の電波を発射しようとする場合は、時分割多元接続方式帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルの電波による受信電力が(一)八三デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。ただし、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機が発射する電波の送信時間が一秒間に五ミリ秒以内である場合はこの限りでない。
- 5 変調信号の送信速度は、別表第四号のとおりとする。
- 6 同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶していない二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機相互間で行われる無線通信であつて、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合にあつては、次の条件に適合するものであること。
  - (一) 一、八九五・七五MHzの周波数の電波を使用すること。



- (二) 通話時間は、最大三〇分であること。
  - (三) 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。
  - (四) 同時使用可能な最大チャンネル数は、チャンネルの切替時を除き、一であること。
- 7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあつては、同時使用可能な最大チャンネル数は、チャンネルの切替時を除き、八とする。

別表第一号 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

| 変調方式    | 変調信号の送信速度 |
|---------|-----------|
| B P S K | 192kbit/s |
| Q P S K | 384kbit/s |
| 8 P S K | 576kbit/s |
| 12Q A M | 672kbit/s |
| 16Q A M | 768kbit/s |
| 24Q A M | 864kbit/s |
| 32Q A M | 960kbit/s |

|        |            |
|--------|------------|
| 64QAM  | 1152kbit/s |
| 256QAM | 1536kbit/s |

注 許容偏差は百万分の100とする。

別表第二号 PHSの無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

| 変調方式   | 占有周波数帯幅が288kHz以下のもの |            | 占有周波数帯幅が288kHzを超えるもの |             |
|--------|---------------------|------------|----------------------|-------------|
|        | ローカルオフ率0.5          | ローカルオフ率0.5 | ローカルオフ率0.5           | ローカルオフ率0.38 |
| BPSK   | 192kbit/s           | 576kbit/s  | 640kbit/s            |             |
| QPSK   | 384kbit/s           | 1152kbit/s | 1280kbit/s           |             |
| 8PSK   | 576kbit/s           | 1728kbit/s | 1920kbit/s           |             |
| 12QAM  | 672kbit/s           | 2016kbit/s | 2240kbit/s           |             |
| 16QAM  | 768kbit/s           | 2304kbit/s | 2560kbit/s           |             |
| 24QAM  | 864kbit/s           | 2592kbit/s | 2880kbit/s           |             |
| 32QAM  | 960kbit/s           | 2880kbit/s | 3200kbit/s           |             |
| 64QAM  | 1152kbit/s          | 3456kbit/s | 3840kbit/s           |             |
| 256QAM | 1536kbit/s          | 4068kbit/s | 5120kbit/s           |             |

注 許容偏差は百万分の100とする。

別表第三号 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

| 変調方式                         | 変調信号の送信速度  |
|------------------------------|------------|
| F S K 及び $\pi / 2 - B P S K$ | 1152kbit/s |
| $\pi / 4 - Q P S K$          | 2304kbit/s |
| $\pi / 8 - 8 P S K$          | 3456kbit/s |
| 16Q A M                      | 4608kbit/s |
| 64Q A M                      | 6912kbit/s |

注 許容偏差は百万分の100とする。

別表第四号 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の変調信号の送信速度

- 1 直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合

| 変調方式    | 変調信号の送信速度  |
|---------|------------|
| B P S K | 1600kbit/s |
| Q P S K | 3200kbit/s |

|          |             |
|----------|-------------|
| 8 P S K  | 4800kbit/s  |
| 16Q A M  | 6400kbit/s  |
| 64Q A M  | 9600kbit/s  |
| 256Q A M | 12800kbit/s |

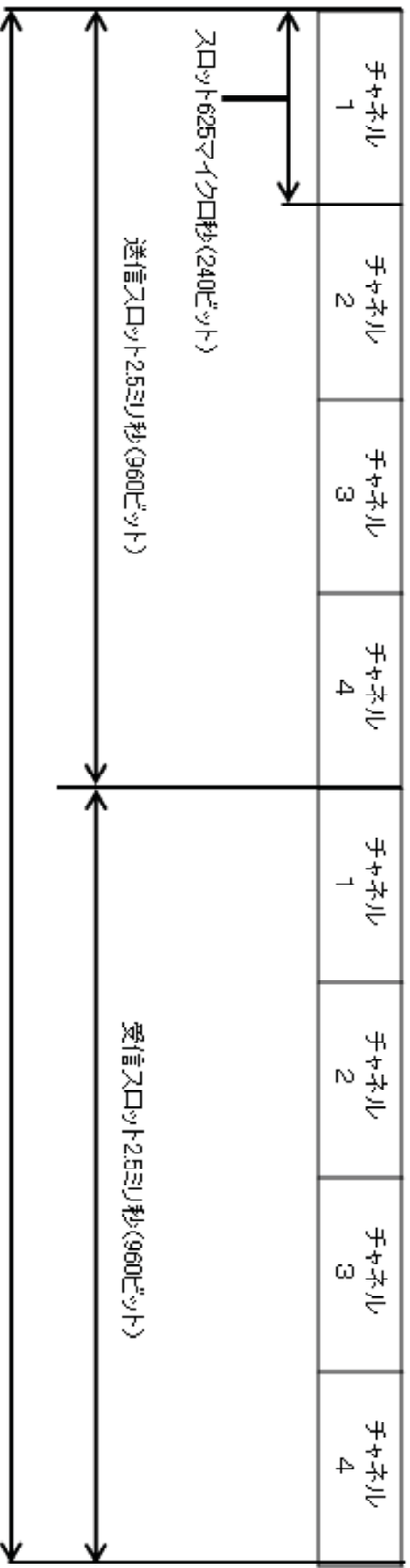
注 許容偏差は百万分の100とする。

2 シンブルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合

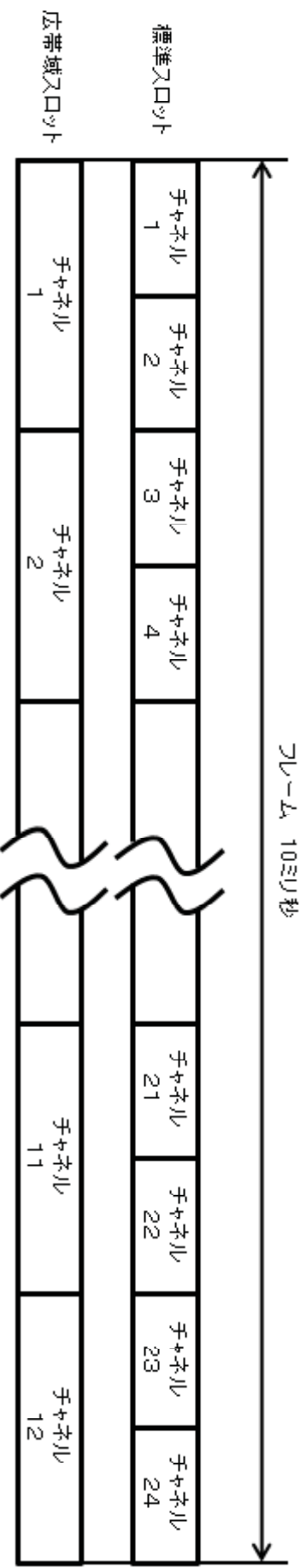
| 変調方式                | 変調信号の送信速度  |
|---------------------|------------|
| $\pi / 2 - B P S K$ | 1200kbit/s |
| $\pi / 4 - Q P S K$ | 2400kbit/s |
| 8 P S K             | 3600kbit/s |
| 16Q A M             | 4800kbit/s |
| 64Q A M             | 7200kbit/s |
| 256Q A M            | 9600kbit/s |

注 許容偏差は百万分の100とする。

別図第一号 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はP H S の無線局に使用する無線設備のフレーム構成



別図第二号 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成



注 1 フレームの中で標準スロットと広帯域スロットを組み合わせて使用することができる。

別図第三号 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成

